



2302-023

令和5年2月22日

企業主導型保育事業ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

公金管理システムの本格稼働について

平素より、企業主導型保育事業電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）を活用し、円滑な事務手続きを行っていただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご周知のとおり新システム「公金管理システム」について一部機能の使用開始が始まっていますが、令和5年4月に現在の電子申請システムと入れ替わります。

（今後、現在の「電子申請システム」は廃止されます。）

「公金管理システム」本格稼働の機能と時期について下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 名称

企業主導型保育事業 公金管理システム（ピムス）

2. 本格稼働時期

令和5年4月3日予定 ※稼働日は確定次第、改めてご連絡します。

なお、予定どおり上記日程にて稼働となる場合システムの切り替え作業の為、令和5年3月25日～4月2日までご使用不可となります。

（切り替え後の詳細（マニュアル等）については3月にご連絡します。）

3. 稼働対象機能

【4月】

- 助成申込
- 概算交付申請
- 事業計画申請
- 消費税仕入控除税額報告
- 助成決定額変更申請
- 定員変更申請
- 整備費事業完了報告

【5月】

- 月次報告
- 運営費等年度報告、完了報告及び処遇改善等加算実績報告

4. 公金管理システムで今年度中に必ず実施すること

入力修正期限：令和5年3月24日(金)

- 共同利用企業マスタ入力
- 利用児童マスタ入力
- 職員マスタ入力

上記3機能は月次報告、概算交付申請、月次報告再申請に紐づけされます。

【注意事項】

(1) 利用児童マスタと職員マスタは保育施設コードの選択が必須となります。選択がない場合、月次報告等の申請に反映致しませんので御注意ください。

(2) 職員マスタの「職名」について、月次報告と概算交付申請の「職員表」に反映するのは、「保育従事者」「連携推進員」の場合のみです。

職名：保育従事者

- ①基本分保育従事者
- ②病児保育業務従事者（看護師と保育士）
- ③預かりサービス（一般型）業務従事者
- ④保育補助者雇上強化加算業務従事者
- ⑤障害児保育業務従事者

職名：連携推進員

- ①連携推進加算業務従事者

(3) 利用児童マスタと職員マスタの修正について、協会の承認後に修正可能となります。本格稼働までは、便宜上毎週金曜日にシステムにて自動承認を行います。(3月より実施予定)
必要に応じて適宜修正をお願いいたします。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部

電 話 0570-550-819

(年末年始を除く平日9:15～17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>